

注 文 書

- 1 契約番号 2025001393
- 2 業 務 名 令和7年度 低濃度PCB廃棄物 収集運搬・処分業務
- 3 業務場所 大崎市 鳴子温泉地域 川端地内外
- 4 履行期限 令和8年3月30日
- 5 添付書類
 - (1) 特 記 仕 様 書
 - (2) 参 考 明 細 書
 - (3) 位 置 図
- 6 担当課 大崎市 建設部 建設課

低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託特記仕様書

1 業 務 名

令和7年度 低濃度PCB廃棄物 収集運搬・処分業務

2 概 要

大崎市実施の橋梁修繕工事により発生する塗膜くずについて、現況塗膜を調査したところ、低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）の含有が確認されたことから、関連法令等を遵守し適正に収集・運搬、処分するものである。

3 収集運搬・処分の対象物

低濃度PCB廃棄物（ドラム缶） 1缶あたり(200kg)

（１）塗膜くず（ブラスト）：循環式ブラスト工法で発生する低濃度PCB廃棄物

（２）防護服等：低濃度PCBが含有した塗膜除去する際に作業員が使用した防護服等の低濃度PCB廃棄物

4 収集運搬業務

（１）収集場所（保管場所予定地）

１）宿橋 （宮城県大崎市鳴子温泉字川端74-2地先）

２）安国寺橋 （宮城県大崎市古川柏崎字野寺14地先）

３）鶴田大橋 （宮城県大崎市鹿島台字上志田630-2地先）

（２）収集運搬方法

１） 受注者は、発注者と収集時期を調整の上、上記１）～３）の保管場所からそれぞれ低濃度PCB廃棄物を積込みし、処分場へ運搬すること。

２） 受注者は、同時期に複数の場所から廃棄物を収集可能な場合には、発注者と協議の上、設計変更するものとする。

※ 低濃度PCB廃棄物は橋梁塗装の塗替で発生する塗膜くずであり、橋梁補修工事の受注業者がドラム缶（200L）に詰め、上記の場所に保管することを想定している。

5 処分業務

（１）処分場所

受注者は、低濃度PCB廃棄物を最終処理が可能な施設にて適正に処理すること。

（２）処分方法

処分量は、200kg（ドラム1缶）を定量としているが、実施数量により設計変更するものとする。

6 業務履行に必要な資格

受注者は、次に掲げる（１）の条件を満たす者又は（２）の条件を満たす者で（３）若しくは（４）の条件を満たす者と業務提携が可能な者でなければならない。

- （１） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の4の4第1項に基づく無害化处理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）に「収集又は運搬の有無 ㊦・無」と記載された無害化处理認定を受けている者であること。
- （２） 廃棄物処理法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を積み込む場所 及び 積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第27条第1項に規定する市長））から受けている者であること。
- （３） 廃棄物処理法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第27条第1項に規定する市長））から受けている者であること。
- （４） 廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化处理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を受けている者であること。

表 資格の条件と方法の一覧

条 件 方 法		A	B		C	
		収 集 運 搬 と 処 分 の 両 方 を 行 う 場 合	収集運搬・処分を業務提携する場合			
			収集運搬 業者	処分業者	収集運搬 業者	処分業者
(1)	無害化処理認定に 「収集又は運搬の有 無 ㊦・無」と記載	○				
(2)	特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可		○		○	
(3)	特別管理産業廃棄物 処分業許可			○		
(4)	無害化処理認定					○

7 提出書類

- (1) 受注者は、実施に先立ち、収集運搬方法（運搬経路）及び処理方法を記載した業務計画書を発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、実施完了後、収集運搬及び処理したことが証明できる書類（写真を含む）をとりまとめた報告書（マニフェストを含む）を発注者に提出するものとする。

8 官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、関係官公庁との事前協議等処理に必要な手続きを行うものとする。
- (2) 受注者は、関係官公庁及びその他関係機関への届出等の手続きにより許可や承諾等を得た場合は、その写しを発注者に提出するものとする。

9 関係法令の遵守

受注者は、次の関連法令等を遵守するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (3) 低濃度PCB汚染廃棄物収集・運搬ガイドライン
- (4) 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー（平成29年1月改訂）
- (5) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（洗浄処理編）（平成28年9月改訂）
- (6) その他関係法令

10 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

[illegible]

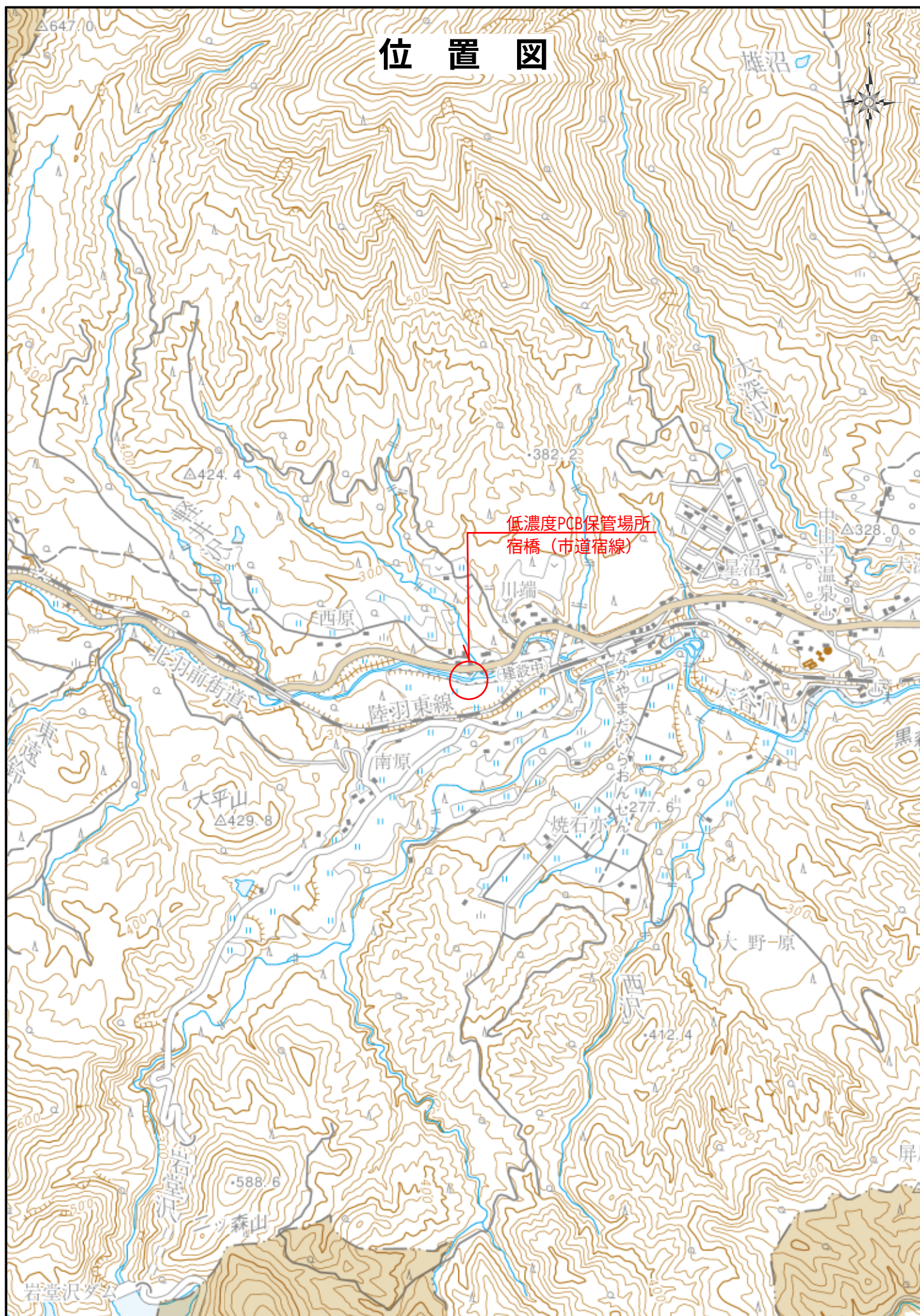
契約番号：2025001393

業 務 名：令和7年度 低濃度PCB廃棄物 収集運搬・処分業務

参 考 明 細 書

費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
低濃度PCB収集運搬・処分業務							
① 宿橋							⑤ (=③+④)
直接経費							③ (=①+②)
	処分費						①
		低濃度PCB含有塗膜処分費	kg	250.0			荷姿：ドラム缶(200L) 数量：2缶
		養生，防護服等処分費	kg	257.7			荷姿：ドラム缶(200L) 数量：5缶
	収集運搬費						②
		PCB運搬登録車両	台	1			
諸経費							④
	諸経費		式	1			④ (=③×20%)
② 安国寺橋							⑩ (=⑧+⑨)
直接経費							⑧ (=⑥+⑦)
	処分費						⑥
		低濃度PCB含有塗膜処分費	kg	340.0			荷姿：ドラム缶(200L) 数量：2缶
		養生，防護服等処分費	kg	318.3			荷姿：ドラム缶(200L) 数量：5缶
	収集運搬費						⑦
		PCB運搬登録車両	台	1			
諸経費							⑨
	諸経費		式	1			⑨ (=⑧×20%)
③ 鶴田大橋							⑮ (=⑬+⑭)
直接経費							⑬ (=⑪+⑫)
	処分費						⑪
		低濃度PCB含有塗膜処分費	kg	450.0			荷姿：ドラム缶(200L) 数量：3缶
		養生，防護服等処分費	kg	383.2			荷姿：ドラム缶(200L) 数量：5缶
	収集運搬費						⑫
		PCB運搬登録車両	台	1			
諸経費							⑭
	諸経費		式	1			⑭ (=⑬×20%)
業務価格							⑯ (=⑤+⑩+⑮)
消費税相当額							⑰ (=⑯×10%)
業務費							⑱ (=⑯+⑰)

位置図



位置図

